

開発調整課 所管施設
維持管理計画
<個別施設計画>

港湾局

2019年12月

■港湾局 個別施設計画

1. 計画の背景・目的等

(1) 背景・目的

わが国の高度成長期に整備された公共施設が今後全国的にも集中的に更新時期を迎えるため、国を挙げての維持管理体制の構築が進められています。

平成 25 年 11 月には、国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各施設を管理・所管するものがインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施したうえで適切な措置を講じることが求められています。

平成 26 年 4 月には総務省より地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定が求められ、大阪市においても、高度成長期に整備した公共施設の本格的な更新時期を迎えるにあたり、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進めるうえでの本市の基本的な方針として、平成 27 年 12 月に「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。

また、平成 28 年 8 月に策定した「市政改革プラン 2.0」（平成 30 年 7 月に中間見直し版を策定）においても、「公共施設等の見直し」の一つとして「公共施設の総合的かつ計画的な管理」が具体的な取組みとして掲げられているところです。

港湾局では、「港湾施設を災害から守り安全で使いやすい大阪港の実現をめざして、安全・安心のまちづくりを展開しています。

こうした局政を展開するために築港・ベイエリア地区の活性化を資することを目的とし、民間が運営する集客施設をはじめとする周辺集客施設とともに新たな集客観光拠点として、市設建築物を適切に管理運用し、有効に活用していくことが求められています。

本計画は、大阪市公共施設マネジメント基本方針及び市政改革プラン 2.0 に基づき、港湾局所管施設のより計画的な維持管理を進めていくことを目的として、その基本的な方針及び計画を定めるものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」及び「大阪市公共施設マネジメント基本方針」において策定が求められている個別施設計画に位置づけられるものであり、「市政改革プラン 2.0」に基づき、当局所管施設の適切な維持管理や有効活用に向けて策定するものです。

(3) 対象施設

港湾局開発調整課が所管している一般施設を対象とします。(表1)

(2019年4月1日時点で2施設2棟 延床面積 約14,000m²)

(4) 計画期間

本計画の期間は、2021年度から2050年度までの30年間とし、大阪市公共施設マネジメント基本方針、市政改革プラン2.0や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2. 施設の現状と課題

(1) 施設のストックの状況

開発調整課で所管する市設建築物は下表のとおり、2施設、延床面積にすると約14,000m²となり、もと天保山人工地盤関係施設の日常管理については、隣接している天保山ハーバービレッジ運営会社(株式会社海遊館)が一体施設として運営・管理しています。

所有区分や運営・管理については協定を締結しており、施設の保守点検や修繕・更新等などの維持管理に関する範囲を定めています。

点検や保守、軽微な修繕は運営会社(賃借人)が行うこととし、大規模な修繕・更新等については大阪市で行うこととしていますが、施設の利用者の安全確保については任せきりにすることなく、日ごろから事故等の発生を防ぐため、特段の注意を払っています。

表1 開発調整課 所管施設 対象施設一覧表

No	施設名称	棟数	延床面積(m ²)	建設年度	建築年数	財産区分	施設担当課	備考
1	もと天保山 人工地盤 関係施設	1	3211.06				開発調整課	
			3684.12	1990	29	普通		
			31.64					
2	築港地区 活性化事業施設	1	7056.24	1994	25	普通		
計		2	13983.06					

(2) 施設を取り巻く状況

人工地盤は、老朽化した倉庫群等を再開発する際に、集客施設等と一体的に整備した階段状の親水性防波堤で、上部は施設をつなぐ通路や広場として整備し、下部は駐車場として使用しています。

一体的に整備した集客施設（水族館・商業施設・美術館・旧倉庫群）等と併せて、ウォーターフロントにおける市民の交流拠点としての役割を適切に果たす保有面積や立地となっています。

(3) 施設の老朽化の状況

全施設とも、築 20 年が経過しており、これまでに各部の塗装や消火設備・空調設備等の部分的な修繕や更新を行ってきましたが、全体的に老朽化が進行しており、部位によっては改修の更新時期は過ぎているものもあり、全体的に改修工事が遅れている状況となっています。

表2 建築年数表（2019年4月時点）

建築年数	箇所数	比率
40 年以上	0	0.0%
30 年以上 40 年未満	0	0.0%
20 年以上 30 年未満	2	100.0%
20 年未満	0	0.0%
総数	2	

- ・全施設が築 20 年を経過しており、全体的にかなり老朽化が進んでいます。

(4) 妥当性の評価及び維持管理コストの状況

各休憩施設等について、当該施設が担う役割に応じて適切な保有面積、保有形態、立地となっています。

これらの維持管理には、法令などに則って行う保守点検費用や、経年劣化等への対応に要する修繕・更新費用、整備水準の向上等に伴う改修費用などを要します。

(5) 現状の課題

全施設とも築後 20 年以上が経過し、施設全体の経年劣化がかなり進んでいます。

保守点検において、定期的に劣化状況をチェックしていますが、修繕や更新を計画的に行い、不具合や事故の生じないよう保全していく必要があります。

表3 維持管理コスト分類表

施策方針の変更の有無による区分	現行施策を継続して実施するためのコスト				新規施策または施策方針の変更に伴うコスト
ハード面の拡充の有無による区分	規模・整備水準ともに現状維持・回復するためのコスト（スケールダウン、グレードダウン、統廃合を含む）			規模増または整備水準の向上を伴うコスト	
整備区分	a 保守点検	b 修繕、更新	c 建替、解体撤去	d 新築、増築、改修	e 新築、増築、改修
説明	建築物や建築設備に係る保守・点検費用。	経年劣化に対応する修繕（区分d・eに該当しないもの。屋上防水・外壁改修、設備機器の更新、日常補修など原状回復が主な目的）	既存施設の機能を継続することを目的とした建替えのための費用（撤去費を含む）。 廃止施設を撤去する費用。	ニーズ拡大への対応やハード面の法令等の改正への対応、整備水準の向上を主な目的とする増築や改修に要する費用。	新たな施策や制度の実施、これまでの施策方針の変更によって必要となる新・増築や既存施設の改修に要する費用。

※整備区分 b ~ e のいずれか複数の整備区分にまたがる施設整備で、整備区分毎の切り分けができる場合は、各整備区分の整備対象床面積（整備後）が最大となる整備区分で計上する。

※用語の定義（改訂指針の注釈を参考に分類）

修繕：補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

更新：老朽化等に伴い機能が低下した部位等を取替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

例えば、外壁改修、屋上防水改修、便所改修、機器更新（老朽化によるもの）

改修：公共施設を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものという。

例えば、耐震改修、バリアフリー化、太陽光発電設備設置、機器更新（機能向上を目的とするもの）

3. 施策の実施方針

(1) 施設を活用して提供している公的サービスの実施方針

老朽化した倉庫群等を再開発する際に、官民共同で施設に応じた事業業態で地域を一体的に整備し、海洋文化を中心に身近に世界文化に触れられる場として美しく魅力的な港湾景観を形成しながら、親水性防波堤として機能する必要があります。

4. 施設整備の基本的な方針

(1) 施設の活用方針

地域の活性化に大きく貢献する施設として適切に維持管理し、継続活用しています。

(2) 修繕・更新等の基本的な方針

今後の維持管理にあたっては、各部位の標準的な耐用年数を勘案しながら点検等による状態監視型の予防保全に努め、適時適切な修繕・更新等により長寿命化を図っていきます。

(3) 改修等の基本的な方針

施設の改修時期等にあわせて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）や大阪府福祉のまちづくり条例、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱を踏まえ、必要に応じて各施設の利用者ニーズも勘案しながら、ユニバーサルデザイン化の実施について検討を行います。

5. 施設整備の水準等

(1) 改修等の水準

改修等にあたっては、基本的に施設の機能を維持するための水準をもとに実施していきます。ただし、中長期的な視点でトータルコストの縮減につながることが明らかな場合には、高耐久化や省エネルギー化などの性能向上についても検討したうえで判断していくこととします。

(2) 維持管理の項目・手法等

各施設の様々な部位のうち、内壁、受変電設備、空調設備など不具合により利用者の安全確保や施設の長期利活用、良好な施設運営に重大な支障が発生し、かつ更新費用が多大になると考えられる部位については、中長期的な計画を作成して予防保全を行うことにより、長寿命化をめざします。

その他の部位については、日常的な修繕を実施しながら、適切に対応していきます。

6. 長寿命化に向けた施設整備の実施計画

(1) 改修等の優先順位付けと実施計画

港湾局では施設利用者の安全性の確保、継続的な施設利用、施設の長期利活用の観点から、現時点での経過年数や劣化状況、不具合の程度を踏まえ、修繕や更新等を行う施設や時期を総合的に判断し、実施計画を策定しています。

修繕や更新等の実施にあたっては、工事を集約することにより施設の休止期間の短縮やトータルコストの縮減につながる場合は、更新予定期の近接する部位の修繕時期を調整して実施することも検討します。

なお、本実施計画は個別施設計画作成時点のものであり、定期的に実施する各種点検の結果や今後発生する不具合の内容により、予算化の際には実施予定期や内容を変更する可能性があります。

(2) 維持管理コストの見通し

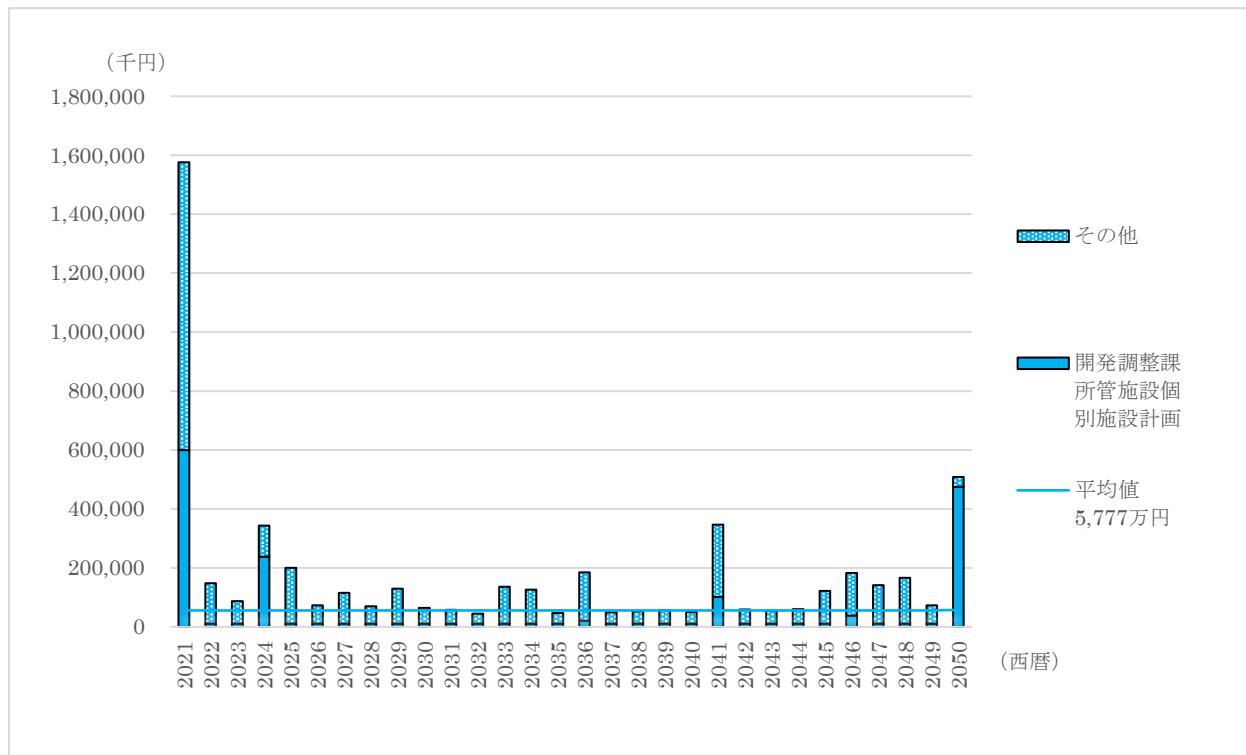
予防保全による長寿命化を推進することを目指した計画期間における修繕・更新費を試算した結果、年平均 5,777 万円となっています。

(3) 計画の実施体制

開発調整課所管施設については開発調整課が主管課として本計画に則って維持管理を進めます。また本計画の進捗のとりまとめについては工務課で行います。

本個別施設計画については、港湾局の方針の変更や施設を取り巻く状況の変化、港湾局の運営に大きく影響を及ぼす事態が生じた場合など、必要に応じて見直しを行います。

表4 開発調整課所管施設 維持管理コスト（修繕・更新）



参考

○定期点検マニュアル

[大阪市：市設建築物 定期点検マニュアル](#)

○日常点検ハンドブック

[大阪市：市設建築物 日常点検ハンドブック](#)